

道央廃棄物処理組合職員等の旅費に関する条例施行規則をここに公布する。

平成26年2月18日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

道央廃棄物処理組合規則第4号

道央廃棄物処理組合職員等の旅費に関する条例施行規則

道央廃棄物処理組合職員等の旅費に関する条例（平成26年道央廃棄物処理組合条例第4号）の施行に関し必要な事項については、千歳市職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和34年千歳市規則第10号）の規定を準用する。この場合において、同規則の規定中「市長」及び「千歳市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。